

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成28年度)

自治体 種類	合計	典型7公害								典型7公害 以外の苦情
		小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
愛媛県	90	61	21	30	0	2	0	0	8	29
松山市	233	232	80	37	1	72	7	0	35	1
今治市	25	22	1	3	0	8	0	0	10	3
宇和島市	125	80	4	1	0	14	0	0	61	45
八幡浜市	8	6	1	1	0	4	0	0	0	2
新居浜市	101	99	63	8	0	17	2	0	9	2
西条市	60	13	0	0	0	6	1	0	6	47
大洲市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊予市	6	6	0	0	0	0	0	0	6	0
四国中央市	54	54	31	6	1	16	0	0	0	0
西予市	5	5	0	0	0	1	0	0	4	0
東温市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計	617	517	180	56	2	138	10	0	131	100
上島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町	56	25	12	4	0	3	1	0	5	31
砥部町	41	4	0	1	0	1	0	0	2	37
内子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町計	97	29	12	5	0	4	1	0	7	68
合計	804	607	213	91	2	144	11	0	146	197

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源	年 度		
	25	26	27
合 計	932	926	794
農 業	52	17	23
林 業	2	1	4
漁 業	3	2	4
鉱 業	1	1	2
建 設 業	117	110	88
製 造 業	101	89	85
電気・ガス・熱供給業・水道業	6	6	5
情 報 通 信 業	1	-	-
運 輸 業	15	11	9
卸 売 ・ 小 売 業	19	15	19
金 融 ・ 保 険 業	-	-	1
不動産業	12	5	2
飲食店、宿泊業	24	20	18
医療、福祉	8	5	7
教育、学習支援業	4	2	2
複合サービス事業	4	2	6
サービス業（他に分類されないもの）	72	71	44
公務（他に分類されないもの）	5	4	4
分類不能の産業	11	21	24
会社・事業所以外	475	544	447
個人	316	384	287
その他	49	55	54
不明	110	105	106

発生源	年 度		
	25	26	27
合 計	932	926	794
焼 却 施 設	29	38	21
産 業 用 機 械 作 動	55	48	51
産 業 排 水	42	29	34
流 出 ・ 漏 洩	62	48	45
工 事 ・ 建 設 作 業	61	76	67
飲 食 店 営 業	15	10	16
カ ラ オ ケ	5	3	5
移動発生源(自動車運行)	8	5	6
移動発生源(鉄道運行)	-	1	2
移動発生源(航空機運航)	-	-	1
廃 棄 物 投 棄	70	58	74
家 庭 生 活 (機 器)	5	9	4
家 庭 生 活 (ペ ッ ト)	9	14	26
家 庭 生 活 (そ の 他)	45	40	28
焼 却 (野 焼 き)	276	281	211
自 然 系	102	99	53
そ の 他	88	110	106
不 明	60	57	44

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			